

「国民年金」という 基盤とその重さ

「皆年金」と「皆保険」は1961(昭和36)年度に同時スタートし、この春、50年の節目を迎える。医療保険は国民健康保険を、年金制度も国民年金を基盤とし、いずれもその運営に苦しむ。

創設時からの「宿命」を抱え

皆年金体制の構築が政治課題になった頃、厚生年金や共済年金の加入者は約1246万人(恩給制度を含む)で被用者総数の約70%、農林水産業者、商工業者らを含む全就業者数の約30%にすぎなかった(1957年)。膨大な無年金者を、社会保険方式でカバーするのか、税方式で包み込むのか。論争の末、実現可能性の高い「国民年金」と名付けた社会保険を

採用し、発足時50歳以上は「老齢福祉年金」、同20歳以上の障害者には「障害福祉年金」等の税方式(無拠出制)を併用した。

国民年金の制度設計は、①個人単位の加入と無業の配偶者(専業主婦)の任意加入②定額負担・定額給付③給付費の3分の1の国庫負担を骨格とした。この特徴が現在に至る問題点と課題に繋がった。

最大の弱点は、自営業者の所得把握が難しいうえ、豊作・凶作に象徴される所得変動等から、加入者の所得を無視した定額負担にするほかなかったことだ。当初の保険料は月額わずか100円(35歳以上は150円)だったが、保険料引き上げに連れ、この逆進性の矛盾が拡大される宿命を抱えた。

最大の合併・最大のリストラ

何十回もの改正・改定の中で特筆すべきは1985年改正・86年度施行の「基礎年金」創設である。

自営業者らの「国民年金」を20〜60歳未満の全員加入の制度へ拡大し、被用者や自営業者の別なく負担し、共通の老齢基礎年金を給付する仕組みだ。

すでに農林水産業の衰退は著しく、加入者急減による財政破綻は必至の状態にあった。当時の政府・厚生省は「老後の基本的な生計費は同じ負担で同じ給付」と説明したが、支え手の減少(負担)と受け手(給付)のバランスが崩れた国民年金を吸収・合併で救う妙手であった(図参照)。

同時に20歳前の障害も保障する障害基礎年金の創設、専業主婦らに老

年齢基礎年金支給（3号被保険者）等で創設時の幾つかの宿題も解決した。

もうひとつの大改革は、2004年改正・施行の「保険料の上限固定と給付の自動調整策」である。

高齢化の急進展に備え、厚生年金の保険料率は2017年度で年収の18.3%、国民年金は同1万6900円（04年度価格）で固定する。同時に少子化による支え手の減少・長命化

による受給額の増加に応じ給付水準を引き下げる「マクロ経済スライド」を導入した（新規裁定時に賃金上昇率を、既裁定年金には物価上昇率を上乗せするが、この上乗せ分から0.9%程度を差し引く）。

「団塊世代」の引退時期を狙い「10兆円の給付削減」と推定された。しかし、その後のデフレ経済（物価下落と賃金の低迷）でいまだに「マクロ

経済スライド」は適用されていない。

「次の半世紀へ急がば回れ」

民主党政権は国民年金を

含む報酬比例年金への一元化と租税による最低保障年金を組み合わせる年金改革案を公約に掲げた。年金史上もっとも野心的な提案に違いない。

しかし、この大改革を「2013年度までに法案化」と言っただけの楽天主義と認識不足は致命的だ。自営業者らを報酬比例年金に組み込む難しさは半世紀前と変

わりない。厚生年金の最終保険料率18.3%の全額負担を求めるのか。半額を租税で補助するわけにはいかない。15%程度まで引き下げれば被用者の年金額も大幅に下がる。

自営業の所得把握も依然として難しく、「赤字」儲けはわずか」と、最低保障年金対象へ流れ、1000万人超の専業主婦（低所得のパートタイマーを含む）と共に膨大な国費投入を強いる。

最終到達点を見据えながら社会保障番号や納税者番号の導入・女性の就労促進策・パートタイマーらの社会保険加入条件の拡大等の環境・条件を着実に整えることだ。その間、まづ被用者年金制度の一元化を進める方策もある。財源問題も含め「急がば回れ」の現実的な対応へ切り替える時期を迎えた。

※参考文献・吉原健二著『わが国の公的年金制度』（中央法規出版）

■宮武剛（みやたけこう）

早稲田大学政経学部卒。毎日新聞社論説副委員長、埼玉県立大学教授を経て、現在、目白大学教授。近刊に『現代の社会福祉 100の論点』（監修・共著、全国社会福祉協議会刊）。

